

論文要旨

顕昭の歌学書の研究 —— 「日本紀」と『古今和歌集』の問題を中心に ——

鎌田 智恵

序論

はじめに、院政期末から鎌倉時代初期にかけて活躍した六条藤家の歌学者・顕昭（一一三〇頃～一二一〇以降）について概説した。次いで、本論文のテーマである「日本紀」受容と『古今和歌集』受容、それぞれの問題と顕昭歌学との関係を示し、各章の概要を述べた。

第一編 院政期歌学における「日本紀」受容の研究

第一章 平安期歌学における古語注釈と和歌起源説——歌語「あしひき」の起源説を端緒に——

『顕注密勘』の顕昭注には、スサノヲを由来とする歌語「あしひき」の起源説が紹介されている。旧来の歌学書に見えるというそれらの説に対し、顕昭は典拠となるはずの「日本紀」（＝『日本書紀』）には記載のない説であることを指摘している。スサノヲの説話として平安期に語られたこれら「あしひき」起源説を手がかりに、当該説の出現から顕昭に至るまでの古語注釈の一つの流れを概観する論である。

スサノヲに寄せた「あしひき」起源説は、平安期の歌語りに淵源をもつ。一〇世紀末から一一世紀初め頃、万葉歌を原歌とする「あしひき」歌の歌語りとして、『日本書紀』の文脈とは無関係に、人丸・スサノヲの物語が存在していた。それが『能因歌枕』に歌語「あしひき」の起源説として記されたのが、歌学における同説の嚆矢である。

能因以前の状況に目を投じると、『古今和歌集』序文（以下、古今集序）以来、神世を起点とする和歌起源説が定着していた。一〇世紀後半にはそれを敷衍した歌語の起源的発想も現れ、「神世異名」などの語彙集が成立している。続く一一世紀前半、古今集序の注釈が現れると、スサノヲの名は三十一字詠の祖として歌人たちによく知られるようになった。スサノヲに寄せた「あしひき」起源説は、このような一〇～一一世紀前半における古今集序の和歌起源説の定着、および序の注釈の進展を背景に誕生したものであったと考えられる。

続く院政期に入ると多くの歌学書が成立し、歌語や和歌的表現の起源説が多く現れた。文献的典拠を重視する風潮の強かったこの時期には、和歌や歌語の歴史的起点は、神世ではなく文献「日本紀」を以て説明されるようになる。古今集序の注釈の活発化とも連動して、「日本紀」は和歌の本（本文・本説・本体）^{ホンモン}を記す権威ある典拠として、院政期の歌学者たちに重視された。

ただし、「日本紀」の権威は『日本書紀』原典の実態が知られないまま肥大化してゆき、荒唐無稽な言説を含むさまざまな内容が「日本紀」を出典名に語られる状況も現れた。そ

のような書紀に典拠をもたない「日本紀」の言説の多くは、古語注釈において確認される。その理由は、古今集序に基づいて和歌の歴史を遡っていったときに行き着く和歌の起源の時が、「日本紀」に記された和歌の黎明期に重なるためである。「日本紀」を見れば歌語の起源が記されている（のではないか／はずである）という発想が、ここには存在している。その具体的な表れとして注目されるのは、当時の注釈に散見される、ある歌の表現が〈「日本紀」を本として詠まれた〉とする指摘である。この指摘は、顕昭『日本紀歌注』に至って明確になされている。

院政期末には、〈「日本紀」に本が存在する〉という指摘自体が重要な意味をもつほどに、歌学における「日本紀」の重要性は高まっていた。このような状況ゆえに、「日本紀」に本をもたない事実が確認され、指摘されてしまったスサノヲの「あしひき」起源説は、短くない注釈史を有していたにもかかわらず、院政期歌学の中で淘汰されてしまったのだと考えられる。

第二章 顕昭の歌学における『日本書紀』の受容について——『袖中抄』における「日本紀」の原拠——

顕昭『袖中抄』には「日本紀」からの引用が多く見いだせる。その例数は、歌書・歌学書を除く諸文献の中では抜きん出て多い。しかし実際にそれらの文を確認すると、必ずしもすべてが原典である『日本書紀』から直接引用されたものとはみなせない。そこで『袖中抄』に引用された「日本紀」例すべてを調査し、それらの原拠を検討した。

『日本書紀』の原文と「日本紀」例を対照させたとき、各例は次のように分類できる。

- A、書紀の原文と一致するもの——一五例
- B、他文献から間接引用したことが明らかなもの——一九例
 - a、書紀と内容が一致するもの——一七例
 - b、書紀に該当する記述がないもの——二例
- C、典拠不明のもの（引用が短いため、考察の対象とできないもの）——二三例

考察の対象としがたいCを措くと、Bの例数がAを上回っているのが注意される。さらにB bの例が存在することから、顕昭が少なくともすべての引用に対しては原典を参照していなかったことが明らかになる。

ここで問題となるのが、Aに分類される「日本紀」の各例が、すべて原典から直接引用されたものかどうかである。そこでAについて『日本書紀』の巻別に検討していくと、まず用例の約半数が該当する巻一（神代巻）には、顕昭が原典から直接引用している例と、他文献から間接的に引用した例とが混在している。直接引用の例のなかには、顕昭が同じ箇所から本文を引用しながら、注釈箇所に合わせてそれぞれ異なる省略を加えたと判断される例が見受けられる。このことから顕昭は、少なくとも巻一は原典を利用しており、直接引用することができたと考えられる。巻一からの引用で間接引用されている例に関しては、注釈の意図や利便性などの事由から、あえて他文献が利用されたのだと理解される。

一方、その他の巻に該当するAの例について検討していくと、他の例のなかにそれらと同じ巻からの引用であるはずが、明らかに原典を確認していない記述や、書紀を引かずに他の歴史書で引用を代用している例が存在している。このことから、巻一以外のAの例については、たとえそれが書紀の原文に一致していても、実際には原典を用いずに引用された可能性が高いとみなせる。

調査結果をまとめると、『日本書紀』全三〇巻のうち、顕昭にとって確実に利用が可能であった巻は、巻一（神代巻）に限られる。その他の巻からの引用は、原典を参照しがたい場合がほとんどであったために、他文献が代用されたのだと考えられる。

なお、顕昭が利用した「公望私記」（散逸した日本紀私記の一つ）や書紀に代用して用いられることのある歴史書『帝王系図』は、当時、仁和寺周辺に流布していた。顕昭が文献を幅広く引用できた背景に、仁和寺の資料的恩恵があったことが調査を通じて確かめられた。

付章 日本紀私記逸文考——『御鏡等事 第三』末巻の私記逸文について——

石清水文書収載の『御鏡等事 第三』末巻には、年次不明の日本紀私記逸文が数例見られる。そのなかに、国号の「和国」と「ヤマト」の由来を記す逸文が存在する。この逸文が平安期の日本紀講書に基づきいずれの日本紀私記からの引用であるかを検討した論である。

当該逸文を現存の日本紀私記と対照させると、その記述が「弘仁私記」の説を踏まえ、さらにそれを掘り下げた内容のものであるとわかる。平安期講書の特徴の一つである旧来説の継承・発展にあてはまる例と理解されるため、当該逸文は弘仁度より後の講書、すなわち承和・元慶・延喜・承平・康保のいずれかの時の私記であると考えられる。

さらに比較の対象を日本紀私記以外の文献に拡大すると、当該逸文とほぼ同一の記述を顕昭『古今和歌集序注』に見いだすことができる。そこで顕昭の歌学書における日本紀私記の利用を確認すると、『古今集注』や『袖中抄』、『日本紀歌注』など複数の著作に、「日本紀」の説として日本紀私記がたびたび引用されている。従来、顕昭の著作に、散逸した日本紀私記の一つである「公望私記」の逸文が見える事実が指摘されてきた。実際に私記の引用例を確認すると、すべて「公望私記」一本に基づく引用であることが認められる。ゆえに、『古今和歌集序注』に記された国号解説も同じ「公望私記」を参照して書かれたものと判断され、それと本文がほぼ一致している当該逸文も、「公望私記」の逸文であると考えられる。

各私記の現存状況や鎌倉時代以前の流布状況、『御鏡等事 第三』に引用されている他の私記の呼称などから総合的に判断しても、当該私記は「公望私記」である蓋然性が高い。したがって石清水文書収載『御鏡等事 第三』末巻に見える国号に関する私記逸文は、「公望私記」の逸文であるとの結論に至った。

また逸文の検討を通して、日本紀私記の逸文研究における顕昭の著作の資料的価値も再確認した。

第二編 『顕注密勘』顕昭注（顕昭『古今秘注抄』）の研究

第一章 『顕注密勘』の顕昭注——『古今秘注抄』、『古今集注』との関係について——

歌学者・顕昭には、二つの古今注釈書が残る。ひとつは『古今和歌集注』（以下、集注）、もうひとつは現在『顕注密勘』の顕昭注としてのみ伝わる『古今秘注抄』である。顕昭の奥書を有し成立の事情が明らかである前者に対し、後者には彼の奥書が残らない。そのため元となった『古今秘注抄』（以下、秘注抄）がいつ頃成立した著作であるか、また現存の顕昭注（以下、顕注）がどの程度、秘注抄の姿を留めているかといった問題については、学界でも十分な議論がなされていない。本章はこの二点について、従来の研究の論点を踏

まえつつ論じたものである。

(一)本文について

顕注は〈掲出歌とその注釈〉という簡潔な体裁をとっている。和歌の作者や詞書の掲出はなく、またそれらに対する注も原則的に存在しない。しかし掲出歌の理解のために作者や詞書の情報が必要な場合、それらの情報は注のなかで適宜補われている。したがって作者等を掲出しない顕注の体裁は、秘注抄本来の体裁であったと判断される。また、『顕注密勘』成立時の状況から、秘注抄本文への定家の介入は想定しがたいという先行研究の指摘もある。したがって顕注の本文は、秘注抄の本文をほぼそのまま引き継いでいるとみて差し支えない。

(二)成立時期について

従来、集注より先の成立とする久曾神昇氏の論と、集注より後とする新田奈穂子氏の論があった。両氏の主張内容と根拠は次の通りである。

〈久曾神氏〉

治承二年（一一八三）七月に成立し、元暦元年（一一八四）九月に補訂された顕昭『後拾遺抄注』に、「古今注ニ委注了」との記述がある。いずれも集注が成立した文治元年（一一八五）より前のことであるから、この「古今注」は集注ではありえないため顕注とみるべきである。すなわち顕注は『後拾遺抄注』の成立または補訂より前には成立していた。

なお、もう一つの古今注釈書である集注は、奥書の記述から一ヶ月半ほどの短期間に成立したと判断される。これは、既に成立していた顕注に藤原教長註を増補する形で著されたため可能であった。

〈新田氏〉

教長註の引用やそれを踏まえた考察が顕注にも見えるため、久曾神氏の想定した集注の成立過程は成り立たない。

顕注には建仁元年（一二〇一）の『新宮撰歌合』で詠まれた和歌に言及した記述が存在し、また建仁三年（一二〇三）春頃までに加判が完了した『千五百番歌合』の顕昭判にも関係する記述が見られる。したがって顕注は『千五百番歌合』加判後に成立した。

これら両氏の根拠を踏まえつつ、顕注の成立時期を検討すると、まず、顕注には集注本文を参照しながら新たに書き起こされたと判断される注が存在していることから、新田氏の指摘した通り、顕注の成立が集注より後であることは確実である。

その上で新田氏の根拠に検討を加えると、『新宮撰歌合』に関する指摘は尤もであるが、『千五百番歌合』との関係については立証が難しい。したがって顕注の成立時期は、あくまで『新宮撰歌合』以降とみておくのが妥当である。

また久曾神氏が説の根拠としていた『後拾遺抄注』の「古今注」について再考すると、これは執筆途中の集注に言及したものであるとの見方も可能である。集注の奥書によると同注の成立は文治元年（一一八五）一〇～一十一月となるが、同年七月には震災があり、その余震は九月末頃まで続いていた。そのような状況で短期間に集注の執筆から献上までを完了するのは困難であったと想像されることから、奥書の年記は成立時のものではなく、既に完成していた集注を分けて献上した時のものであると判断した。

第二章 『顕注密勘』の顕昭注（続）——注釈の性格と目的について——

前章に引き続き、『顕注密勘』の顕昭注について論じたものである。前章で論じ残していた、顕注の性格と編纂の目的の二点を考察した。

(一) 頭注の性格について

従来、頭注は「和歌の注釈書」的な性格を強くもつことが指摘されてきた。これは主に注釈の内容面に注目しての指摘であったが、頭注の被注歌に注目しても、この評価は妥当である。なかでも、頭昭の先の著作『古今和歌集注』には存在しながら頭注編纂の過程で削除され、頭注には引き継がれなかった被注歌（注項目）には、次の二つの傾向が認められる。

① 詞書・作者など、和歌そのものの解釈に無関係な事柄を説明する注

② 歌語・歌句の解説など和歌そのものを解釈する注

このうち②に関しては、一部の例外を除き、頭注では別の和歌の注にその内容が引き継がれているのが確認できる。すなわち注項目は削除されているが、注釈内容は継承されている。

これらの事実から、頭注における注の削除は、頭注を「和歌の注釈書」として編成し直す過程で、被注歌を再選定し、注釈内容を整理・統合するという意図のもとでなされたと考えられる。また前章で確認したように、頭注は頭昭の著した『古今秘注抄』の姿をそのまま引き継いでいると考えられることから、このような性格は秘注抄本来のものであったと考えられる。

(二) 編纂の目的について

「和歌の注釈書」的な性格が強い頭注には、頭昭の歌学に特徴的な、広汎な文献引用に基づく実証的論証態度が希薄である。頭昭がこのような例外的な性格の注を著した理由は、その対象読者が歌学者や貴顕ではなく、あくまでも歌人であったからだと考えられる。おそらく頭注は、比較的若手の歌人を対象に、和歌の素養たる古今歌を平易に解説する注釈書として著されたものであった。

注釈内容に独自の考証に基づく秘説を含むことから、読者は同じ六条藤家の若手歌人か、彼個人の弟子であった可能性が高い。そのいずれかを決する十分な根拠は見いだせないが、「ならの帝」の注で頭昭が自身と見解を異にする兄・清輔の説を黙殺する態度を見せていることから判断するに、読者は身内ではなく弟子の方であったかと思われる。断定はできないが、頭昭の『古今集』関係の活動事蹟との関わりから、弟子の一人である幸清が対象読者であった可能性を提示した。